

令和2年4月17日

伊達市立各小・中学校保護者の皆様

伊達市教育委員会

緊急事態宣言対象地域拡大に伴う伊達市立小・中学校の
臨時休業についてのお知らせ

4月16日夜に安倍首相は新型コロナウイルスの感染増加に対応する緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大しました。

これを受けて、児童生徒の健康と安全を守るため伊達市立各小・中学校の臨時休業を下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

つきましては、臨時休業実施に向けて保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年4月21日（火）から令和2年5月6日（水）までとします。

ただし、休業に向けた指導や準備のため4月20日（月）は、午前中授業（給食は実施）を行います。

2 登校日について

（1）臨時休業中各校の実情に配慮しながら、児童生徒の生活・学習の状況を把握するため登校日を1日設けます。

（2）登校日について詳しくは、後日学校より連絡いたします。

3 その他

（1）緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、人との接触を避けるようご協力ください。

（2）休業中のお子様の生活、健康管理につきまして、ご配慮ください。

（3）臨時休業についてご不明の点等ありましたら各学校へご連絡ください。

（4）このお知らせの内容は、4月17日時点のものであり、今後の状況によりましては変更もあることを申し添えます。